

6. 履修案内

1)自動車整備科、国際オートメカニク科

この「履修案内」は、皆さんが進級ならびに卒業する為に必要な教科の履修に関わる内容をまとめたものです。よく読んで理解をしておいてください。履修とは、教科規定の出席率を満たし、かつ試験に合格していることをいいます。

(1) 欠席・遅刻・早退

欠席、遅刻、早退をする時は、必ず事前に届けを提出してください。

【欠席の届け】

- ①欠席届は事前に学級担任へ提出してください。
- ②病気等で事前の届けが提出できない時は、8時55分までに電話等で連絡し、後日必ず欠席届を提出してください。
- ③継続して5日以上欠席する場合は、医師の診断書または証明となる書類を提出してください。また、欠席中はその状況を学級担任に随時連絡してください。
- ④忌引きで休む場合は速やかに学級担任に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ⑤寮生の場合は、寮監にも事前に口頭で連絡してください。

【遅刻・早退の届け】

- ①職員室で「遅刻・早退届」の用紙を受け取り、学級担任に提出してください。
ただし、授業の途中の時は、「遅刻・早退届」を教科担当に提出して、授業を受けてください。
- ②1時限の授業の内、15分を越える遅刻、早退および途中抜けの場合は、その教科の授業は欠席扱いとなります。（15分以内でも同一時限に遅刻かつ早退すると欠席扱いとなります）
- ③15分以内でも同じ教科で3回遅刻や早退をすると、1時限欠席扱いとなり、補講が必要になる場合があります。
※欠席・遅刻・早退をした時補講が必要となる場合がありますから、安易に欠席しないように心がけ、欠席等の実績を自己管理してください。

(2) 補講について

出席がシラバスに示した授業時間に満たない場合は、不足した時限数の補講が必要です。

なお、補講は学生の申請により行いますので、教科担当の指示に従い、速やかに受講手続きを行ってください。補

講を受講せずに放置すると、教科の履修ができなくなるので注意してください。

学年末に近づく、登校日数が減り補講実施可能日（時限数）も減ってくるため、多時限の補講時限数がある場合（病気・怪我・懲戒等）は、年度内の補講が困難となり教科の履修ができなくなる場合があります。

- ①補講の内容 欠席部分の正規の授業内容を行なうことを基本とします。
- ②補講を受講する場合は、「補講願」に必要事項を記入の上、教科担当に速やかに提出してください。
- ③補講手数料 1時限 2000円

*ただし、下記基準にあてはまるときは無料です。

〈無料になるケース〉

- 1) 公認欠席の場合（公認欠席については学則（細則）に記載してあります）
- 2) 病気で事前に連絡があり、通院等の証明がある場合
- 3) 病気で入院等により欠席した場合で、診断書の提出があるとき
- 4) 学校が認めた活動（授業、クラブ活動等）における怪我による欠席
- 5) 血族2親等の婚礼への出席

（3）提出物について

教科により、履修内容の確認のためレポート等、提出物の提出が必要な場合があります。この際は指定された期日、時間までに教科担当の指示通り提出してください。指示された提出物などが未提出の場合は期末試験が受験できません。

（4）学習評価について

学習評価は教科ごとに下記試験を行い、合格しなければその教科を履修したと認められません。

可否の判定は下記「判定基準」により行います。

〈平常試験〉

・平常の履修効果を評価するため、随時実施します。

〈期末試験〉

・教科の学習効果を判断するために、教科毎に行われます。

実習については授業内容の進捗により、教科の途中で試験の一部を実施することがあります。

〈判定基準〉

- 1) (平常試験得点の平均+期末試験得点) ÷ 2 を成績得点とします。

※平常試験を行わない教科については期末試験得点を成績得点とします。

2) 成績得点が60点以上を合格とします。

※国家2級資格取得のための特定の教科においては、80点以上を合格とします。

3) 成績得点を基に評定（優・良・可）、成績順位が決められます。

※本試験で、優：80点以上 良：60点以上、可：再試験以降で合格となったもの。

評定及び成績順位は、教科規定の出席率を満たし、期末試験に合格した場合に決められます。

また、学年順位は専門科目をもって評価します。

(5) 追試験及び再試験について

期末試験を受験できなかったときは、申請により追試験を行なうことがあります。また、期末試験又は追試験の結果が不合格であった場合は申請により再試験を行うことがあります。各試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基づき、速やかに受験手続きを行ってください。

1) 受験回数

・追試験 各教科1回

・再試験 各教科1回

2) 合否判定点

・追試験 追試験得点を期末試験の得点とします。合否判定は上記「学習評価」の判定基準に準じます。

・再試験 学科、実習 共に再試験得点60点以上

※国家2級資格取得のための特定の教科においては、80点以上

3) 試験願の提出の有無に関わらず指定日に未受験の時は、不合格扱いとなります。

ただし、やむを得ず受験ができない時は試験延期願を提出してください。

4) 追試験手数料 1教科 2000円

ただし、公認欠席扱いなどの時は、補講の無料扱いと同じです。

5) 再試験手数料 1教科 2000円

(6) 判定試験について

再試験に合格できなかったときは、申請により判定試験を行うことがあります。判定試験に不合格の場合、教科の履修ができなくなります。試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基づき、速やかに受験手続きを行ってください。

1) 受験回数 判定試験は各教科1回しか受験できません。

2) 合否判定点 学科、実習 共に判定試験得点60点以上

※国家2級資格取得のための特定の教科においては、80点以上

3) 判定試験手数料 1教科 2000円

(7) 進級・卒業判定について

進級・卒業判定は下記の基準で実施します。

1) 未履修（不合格）教科がない場合

期末試験（追試験）、再試験、判定試験の成績、出欠状況ならびに、素行状況を総合して行います。全員が進級・卒業判定の対象です。

(注) 素行状況とは、遅刻・欠席状況、授業態度、指導歴などです。

※授業態度は、授業中の態度をA、B、Cの3段階で評価、記録します。

2) 未履修教科が残されている場合留年となります。

2) **一級自動車工学科**

この「履修案内」は、皆さんが進級ならびに卒業する為に必要な教科の履修に関わる内容をまとめたものです。よく読んで理解をしておいてください。履修とは、教科規定の出席率を満たし、かつ試験に合格していることをいいます。

(1) 欠席・遅刻・早退

欠席、遅刻、早退をする時は、必ず事前に届けを提出してください。

【欠席の届け】

- ①欠席届は事前に学級担任へ提出してください。
- ②病気等で事前の届けが提出できない時は、8時55分までに電話等で連絡し、後日必ず欠席届を提出してください。
- ③継続して5日以上欠席する場合は、医師の診断書または証明となる書類を提出してください。また、欠席中はその状況を学級担任に随時連絡してください。
- ④忌引きで休む場合は速やかに学級担任に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ⑤寮生の場合は、寮監にも事前に口頭で連絡してください。

【遅刻・早退の届け】

- ①職員室で「遅刻・早退届」の用紙を受け取り、学級担任に提出してください。
ただし、授業の途中の時は、「遅刻・早退届」を教科担当に提出して、授業を受けてください。
- ②1時限の授業の内、15分を越える遅刻、早退および途中抜けの場合は、その教科の授業は欠席扱いとなります。（15分以内でも同一時限に遅刻かつ早退すると欠席扱いとなります）
- ③15分以内でも同じ教科で3回遅刻や早退をすると、1時限欠席扱いとなり、補講が必要になる場合があります

ます。

※欠席・遅刻・早退をした時補講が必要となる場合がありますから、安易に欠席しないように心がけ、欠席等の実績を自己管理してください。

(2) 補講について

出席がシラバスに示した授業時間に満たない場合は、不足した時限数の補講が必要です。

なお、補講は学生の申請により行いますので、教科担当の指示に従い、速やかに受講手続きを行ってください。補講を受講せずに放置すると、教科の履修ができなくなるので注意してください。

学年末に近づく、登校日数が減り補講実施可能日（時限数）も減ってくるため、多時限の補講時限数がある場合（病気・怪我・懲戒等）は、年度内の補講が困難となり教科の履修ができなくなる場合があります。

①補講の内容 欠席部分の正規の授業内容を行なうことを基本とします。

②補講を受講する場合は、「補講願」に必要事項を記入の上、教科担当に速やかに提出してください。

③補講手数料 1時限 2000円

*ただし、下記基準にあてはまるときは無料です。

〈無料になるケース〉

- 1) 公認欠席の場合（公認欠席については学則（細則）に記載してあります）
- 2) 病気で事前に連絡があり、通院等の証明がある場合
- 3) 病気で入院等により欠席した場合で、診断書の提出があるとき
- 4) 学校が認めた活動（授業、クラブ活動等）における怪我による欠席
- 5) 血族2親等及び兄弟姉妹の婚礼への出席

(3) 提出物について

教科により、履修内容の確認のためレポート等、提出物の提出が必要な場合があります。この際は指定された期日、時間までに教科担当の指示通り提出してください。指示された提出物などが未提出の場合は期末試験が受験できません。

(4) 学習評価について

学習評価は教科ごとに下記試験を行い、合格しなければその教科を履修したと認められません。

可否の判定は下記「判定基準」により行います。

〈平常試験〉

・平常の学習効果を判断するため、随時実施されます。

〈期末試験〉

- ・教科の学習効果を判断するために、教科毎に行われます。
- ・教科により、レポートで学習効果を判断することがあります。
- ・実習については授業内容の進捗により、教科の途中で試験の一部を実施することがあります。

〈判定基準〉

- 1) (平常試験得点の平均 + 期末試験得点) ÷ 2 を成績得点とします。
 ※平常試験を行わない教科については期末試験得点を成績得点とします。
- 2) 成績得点が70点以上を合格とします。
 ※国家一級資格取得のための特定の教科においては、80点以上
- 3) 成績得点を基に評定(優・良・可)、成績順位が決められます。
 ※本試験で優:80点以上 良:70点以上 可:再試験以降で合格したもの。
 評定及び成績順位は、教科規定の出席率を満たし、期末試験に合格した場合に決められます。
 また、学年順位は専門科目をもって評価します。

(5) 追試験及び再試験について

期末試験を受験できなかったときは、申請により追試験を行なうことがあります。また、期末試験又は追試験の結果が不合格であった場合は申請により再試験を行うことがあります。各試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

- 1) 受験回数 追試験 各教科1回
 再試験 各教科1回
- 2) 可否判定点
 - ・追試験 学科、実習 共に追試験得点70点以上
 - ・再試験 学科、実習 共に再試験得点70点以上
 - ※国家一級資格取得のための特定の教科においては、80点以上
- 3) 試験願の提出の有無に関わらず指定日に未受験の時は、不合格扱いとなります。
 ただし、やむを得ず受験が出来ない時は試験延期願を提出してください。
- 4) 追試験手数料 1教科 2000円
 ただし、公認欠席扱いなどの時は、補講の無料扱いと同じです。
- 5) 再試験手数料 1教科 2000円

(6) 判定試験について

再試験に合格できなかったときは、申請により判定試験を行うことがあります。判定試験に不合格の場合、教科

の履修ができなくなります。試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

- 1) 受験回数 判定試験は各教科1回しか受験できません。
- 2) 合否判定点 学科、実習 共に判定試験得点70点以上
※国家一級資格取得のための特定の教科においては、80点以上
- 3) 判定試験手数料 1教科 2000円

(7) 進級・卒業判定について

進級・卒業判定は下記の基準で実施します。

1) 未履修（不合格）教科がない場合

期末試験（追試験）、再試験、判定試験の成績、出欠状況ならびに、素行状況を総合して行います。全員が進級・卒業判定の対象です。

(注) 素行状況とは、遅刻・欠席状況、授業態度、指導歴（頭髪・ひげ・ピアス等）などです。

※授業態度は、授業中の態度をA、B、Cの3段階で評価、記録します。

2) 未履修教科が残されている場合留年となります。

3) 3年次への進級について

①一級自動車工学科の2年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行します。

認定の基準は自動車整備科卒業の基準と同じです。

②2年次で修了認定された人は、3年次に仮進級できます。

③仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可します。この場合に、一級自動車工学科3年次の授業を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければなりません。

4) 4年次への進級について

4年次への進級は、上記基準に加え、3年次へ本進級していなければ認められません。

3) **自動車整備・ボディリペア科**

この「履修案内」は、皆さんが進級ならびに卒業する為に必要な教科の履修に関わる内容をまとめたものです。よく読んで理解をしておいてください。履修とは、教科規定の出席率を満たし、かつ試験に合格していることをいいます。

(1) 欠席・遅刻・早退

欠席、遅刻、早退をする時は、必ず事前に届けを提出してください。

【欠席の届け】

- ①欠席届は事前に学級担任へ提出してください。
- ②病気等で事前の届けが提出できない時は、8時55分までに電話等で連絡し、後日必ず欠席届を提出してください。
- ③継続して5日以上欠席する場合は、医師の診断書または証明となる書類を提出してください。また、欠席中はその状況を学級担任に随時連絡してください。
- ④忌引きで休む場合は速やかに学級担任に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ⑤寮生の場合は、寮監にも事前に口頭で連絡してください。

【遅刻・早退の届け】

- ①職員室で「遅刻・早退届」の用紙を受け取り、学級担任に提出してください。
ただし、授業の途中の時は、「遅刻・早退届」を教科担当に提出して、授業を受けてください。
- ②1時限の授業の内、15分を越える遅刻、早退および途中抜けの場合は、その教科の授業は欠席扱いとなります。（15分以内でも同一時限に遅刻かつ早退すると欠席扱いとなります）
- ③15分以内でも同じ教科で3回遅刻や早退をすると、1時限欠席扱いとなり、補講が必要になる場合があります。
※欠席・遅刻・早退をした時補講が必要となる場合がありますから、安易に欠席しないように心がけ、欠席等の実績を自己管理してください。

（2）補講について

出席がシラバスに示した授業時間に満たない場合は、不足した時限数の補講が必要です。

なお、補講は学生の申請により行いますので、教科担当の指示に従い、速やかに受講手続きを行ってください。補講を受講せずに放置すると、教科の履修ができなくなるので注意してください。

学年末に近づく、登校日数が減り補講実施可能日（時限数）も減ってくるため、多時限の補講時限数がある場合（病気・怪我・懲戒等）は、年度内の補講が困難となり教科の履修ができなくなる場合があります。

- ①補講の内容 欠席部分の正規の授業内容を行なうことを基本とします。
- ②補講を受講する場合は、「補講願」に必要事項を記入の上、教科担当に速やかに提出してください。
- ③補講手数料 1時限 2000円

*ただし、下記基準にあてはまるときは無料です。

〈無料になるケース〉

- 1) 公認欠席の場合（公認欠席については学則（細則）に記載してあります）
- 2) 病気で事前に連絡があり、通院等の証明がある場合
- 3) 病気で入院等により欠席した場合で、診断書の提出があるとき
- 4) 学校が認めた活動（授業、クラブ活動等）における怪我による欠席
- 5) 血族 2 親等の婚礼への出席

（3）提出物について

教科により、履修内容の確認のためレポート等、提出物の提出が必要な場合があります。この際は指定された期日、時間までに教科担当の指示通り提出してください。指示された提出物などが未提出の場合は期末試験が受験できません。

（4）学習評価について

学習評価は教科ごとに下記試験を行い、合格しなければその教科を履修したと認められません。
合否の判定は下記「判定基準」により行います。

〈平常試験〉

- ・平常の履修効果を評価するため、随時実施します。

〈期末試験〉

- ・教科の学習効果を判断するために、教科毎に行われます。

実習については授業内容の進捗により、教科の途中で試験の一部を実施することがあります。

〈判定基準〉

- 1) $(\text{平常試験得点の平均} + \text{期末試験得点}) \div 2$ を成績得点とします。

※平常試験を行わない教科については期末試験得点を成績得点とします。

- 2) 学科、実習共に成績得点が 60 点以上を合格とします。

※国家二級整備士資格、国家車体整備士資格取得のための特定の教科においては、80 点以上を合格とします。

- 3) 成績得点を基に評定（優・良・可）、成績順位が決められます。

※本試験で、優：80 点以上 良：60 点以上、可：再試験以降で合格となったもの。

評定及び成績順位は、教科規定の出席率を満たし、期末試験に合格した場合に決められます。

また、学年順位は専門科目を持って評価します。

（5）追試験及び再試験について

期末試験を受験できなかったときは、申請により追試験を行なうことがあります。また、期末試験又は追試験の結果が不合格であった場合は申請により再試験を行うことがあります。各試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

1) 受験回数

- ・追試験 各教科 1 回
- ・再試験 各教科 1 回

2) 合否判定点

- ・追試験 追試験得点を期末試験の得点とします。合否判定は上記「学習評価」の判定基準に準じます。
- ・再試験 学科、実習 共に再試験得点 60 点以上

※国家 2 級資格取得のための特定の教科においては、80 点以上

3) 試験願の提出の有無に関わらず指定日に未受験の時は、不合格扱いとなります。

ただし、やむを得ず受験が出来ない時は試験延期願を提出してください。

4) 追試験手数料 1 教科 2000 円

ただし、公認欠席扱いなどの時は、補講の無料扱いと同じです。

5) 再試験手数料 1 教科 2000 円

(6) 判定試験について

再試験に合格できなかったときは、申請により判定試験を行うことがあります。判定試験に不合格の場合、教科の履修ができなくなります。試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

1) 受験回数 判定試験は各教科 1 回しか受験できません。

2) 合否判定点 学科、実習 共に判定試験得点 60 点以上

※国家 2 級資格取得のための特定の教科においては、80 点以上

3) 判定試験手数料 1 教科 2000 円

(7) 進級・卒業判定について

進級・卒業判定は下記の基準で実施します。

1) 未履修（不合格）教科がない場合

期末試験（追試験）、再試験、判定試験の成績、出欠状況ならびに、素行状況を総合して行います。全員が進級・卒業判定の対象です。

(注) 素行状況とは、遅刻・欠席状況、授業態度、指導歴などです。

※授業態度は、授業中の態度をA、B、Cの3段階で評価、記録します。

2) 未履修教科が残されている場合留年となります。

3) 3年次への進級について

①自動車整備・ボディリア科の2年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行します。

認定の基準は自動車整備科卒業の基準と同じです。

4) 自動車整備・カスタマイズ科

この「履修案内」は、皆さんが卒業する為に必要な教科の履修に関わる内容をまとめたものです。よく読んで理解をしておいてください。履修とは、教科規定の出席率を満たし、かつ試験に合格していることをいいます。

(1) 欠席・遅刻・早退

欠席、遅刻、早退をする時は、必ず事前に届けを提出してください。

【欠席の届け】

①欠席届は事前に学級担任へ提出してください。

②病気等で事前の届けが提出できない時は、8時55分までに電話等で連絡し、後日必ず欠席届を提出してください。

③継続して5日以上欠席する場合は、医師の診断書または証明となる書類を提出してください。また、欠席中はその状況を学級担任に随時連絡してください。

④忌引きで休む場合は速やかに学級担任に連絡し、所定の手続きを行ってください。

⑤寮生の場合は、寮監にも事前に口頭で連絡してください。

【遅刻・早退の届け】

①職員室で「遅刻・早退届」の用紙を受け取り、学級担任に提出してください。

ただし、授業の途中の時は、「遅刻・早退届」を教科担当に提出して、授業を受けてください。

②1時限の授業の内、15分を越える遅刻、早退および途中抜けの場合は、その教科の授業は欠席扱いとなります。(15分以内でも同一時限に遅刻かつ早退すると欠席扱いとなります)

③15分以内でも同じ教科で3回遅刻や早退をすると、1時限欠席扱いとなり、補講が必要になる場合があります。

※欠席・遅刻・早退をした時補講が必要となる場合がありますから、安易に欠席しないように心がけ、欠席等の実績を自己管理してください。

(2) 補講について

出席がシラバスに示した授業時間に満たない場合は、不足した時限数の補講が必要です。

ただし、4年次のみ、出席がそれぞれの授業時間の80%に満たない場合に補講が必要となります。

補講は学生の申請により行いますので、教科担当の指示に従い、速やかに受講手続きを行ってください。補講を受講せずに放置すると、教科の履修ができなくなるので注意してください。

学年末に近づく、登校日数が減り補講実施可能日（時限数）も減ってくるため、多時限の補講時限数がある場合（病気・怪我・懲戒等）は、年度内の補講が困難となり教科の履修ができなくなる場合があります。

また、4年次の補講のみ、やむを得ない理由に限り（病気、怪我、事故等、学校長が認めた理由）特別試験での合格やレポートの提出により補講実施と認める場合があります。

①補講の内容 欠席部分の正規の授業内容を行なうことを基本とします。

但し、4年次のみ、欠席した際の授業内容によって、別の内容で代替えることがあります。

②補講を受講する場合は、「補講願」に必要事項を記入の上、教科担当に速やかに提出してください。

③補講手数料 1時限 2000円

*ただし、下記基準にあてはまるときは無料です。

〈無料になるケース〉

- 1) 公認欠席の場合（公認欠席については学則（細則）に記載してあります）
- 2) 病気で事前に連絡があり、通院等の証明がある場合
- 3) 病気で入院等により欠席した場合で、診断書の提出があるとき
- 4) 学校が認めた活動（授業、クラブ活動等）における怪我による欠席
- 5) 血族2親等及び兄弟姉妹の婚礼への出席

(3) 提出物について

教科により、履修内容の確認のためレポート等、提出物の提出が必要な場合があります。この際は指定された期日、時間までに教科担当の指示通り提出してください。指示された提出物などが未提出の場合は期末試験が受験できません。

(4) 学習評価について

学習評価は教科ごとに下記試験を行い、合格しなければその教科を履修したと認められません。可否の判定は下記「判定基準」により行います。

〈平常試験〉

- ・平常の履修効果を評価するため、随時実施します。

〈期末試験〉

- ・教科の学習効果を判断するために、教科毎に行われます。

実習については授業内容の進捗により、教科の途中で試験の一部を実施することがあります。

〈判定基準〉

- 1) (平常試験得点の平均 + 期末試験得点) ÷ 2 を成績得点とします。

※平常試験を行わない教科については期末試験得点を成績得点とします。

- 2) 学科、実習共に成績得点が60点以上を合格とします。

※国家二級整備士資格、国家車体整備士資格取得のための特定の教科においては、80点以上を合格とします。

- 3) 成績得点を基に評定(優・良・可)、成績順位が決められます。

※本試験で優: 80点以上 良: 60点以上 可: 再試験以降で合格の場合。

評定及び成績順位は、教科規定の出席率を満たし、期末試験に合格した場合に決められます。

また、学年順位は専門科目をもって評価します。

(5) 追試験及び再試験について

期末試験を受験できなかったときは、申請により追試験を行なうことがあります。また、期末試験又は追試験の結果が不合格であった場合は申請により再試験を行うことがあります。各試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

- 1) 受験回数 追試験 各教科1回

再試験 各教科1回

- 2) 合否判定点

・追試験 追試験得点を期末試験の得点とします。合否判定は上記「学習評価」の判定基準に準じます。

・再試験 学科、実習 共に再試験得点60点以上

- 3) 試験願の提出の有無に関わらず指定日に未受験の時は、不合格扱いとなります。

ただし、やむを得ず受験が出来ない時は試験延期願を提出してください。

- 4) 追試験手数料 1教科 2000円

ただし、公認欠席扱いなどの時は、補講の無料扱いと同じです。

- 5) 再試験手数料 1教科 2000円

(6) 判定試験について

再試験に合格できなかったときは、申請により判定試験を行うことがあります。判定試験に不合格の場合、教科の履修ができなくなります。試験は学生の申請により行いますから、教科を担当する教員の指示に基き、速やかに受験手続きを行ってください。

- 1) 受験回数 判定試験は各教科 1 回しか受験できません。
- 2) 可否判定点 学科、実習 共に判定試験得点 60 点以上
- 3) 判定試験手数料 1 教科 2000 円

(7) 進級判定について

進級判定は下記の基準で実施します。

- 1) 未履修（不合格）教科がない場合

期末試験（追試験）、再試験、判定試験の成績、出欠状況ならびに、素行状況を総合して行います。
全員が進級・卒業判定の対象です。

(注) 素行状況とは、遅刻・欠席状況、授業態度、指導歴などです。

※授業態度は、授業中の態度を A、B、C の 3 段階で評価、記録します。

- 2) 未履修教科が残されている場合留年となります。

- 3) 3 年次への進級について

自動車整備・カスタマイズ科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行します。
認定の基準は自動車整備科卒業の基準と同じです。

- 4) 4 年次への進級について

自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行します。
認定の基準は自動車整備・ボディリペア科卒業の基準と同じです。

(8) 卒業判定について

卒業判定は別紙「自動車整備・カスタマイズ科卒業要件」の基準により判定します。

5) その他

(1) 転科について

- 1) 各課程（国際オートメカニク科を除く）で転科を希望する者は、別課程への転科をすることができます。
 - ①転科を希望する者は、転科願いにより、学級担任を経て学校長に願い出なければなりません。
 - ②転科の時期は、次の年次の4月1日です。
 - ③特例として、突発的な家庭内の経済状況等により学校長が、やむを得ないと判断した場合は、一級自動車工学科の3年次、4年次、自動車整備・カスタマイズ科3年次、自動車整備・ボディリペア科3年次から自動車整備科への転科、あるいは、自動車整備・カスタマイズ科4年次から自動車整備・ボディリペア科3年次への転科を認めることがある。

(2) 除籍について

- 1) 次に該当するものは、除籍とする。
 - ①学則第15条の2（除籍）に該当する場合（除籍①）

この場合、学籍を抹消し、以降の各種証明書類は発行不可とする
 - ②学費未納により学籍を一時停止する場合（除籍②-1）

この場合、学籍を停止する。期日までに学費を納付したことが確認できた場合は、学籍を復活する。
 - ③在籍確認未実施により学籍を一時停止する場合（除籍②-2）

この場合、学籍を停止する。在籍確認ができた場合は学籍を復活する。

(3) 高等教育就学支援制度の減免対象者基準について

1) 入学1年目の者の基準

次のア～エの何れかに該当すること。

- ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認出来ること

2) 入学2年目の者の基準

次のア、又はイに該当すること。

- ア 在学する大学等における学業成績について、成績順位が上位2分の1以上であること

※成績順位：期末試験評価点の平均値で算出

- イ 次の(A)及び(B)の何れにも該当する事

- (A)卒業又は修了要件として定められた所定の教科を決められた期間内に履修していること
- (B)学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認出来ること